

審議会等議事概要

平成20年度 第1回滝川市公正職務審査会

日 時	平成21年3月30日（月曜日）午後1時～午後1時30分
開催場所	滝川市役所5階 第二応接室
出席者	<p>出席：木村正己会長、丸山健委員</p> <p>欠席：岩橋智江委員</p> <p>事務局等： 田村弘市長</p> <p>事務局：高橋賢司総務部長、伊藤克之総務課長、天野健悦防災危機対策室長 高瀬慎二郎同課副主幹、橋本正明同室主査</p>
議 事	<p>1 開 会</p> <p>(1) 審査会委員の委嘱（辞令書交付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災危機対策室長の司会により市長から平成21年3月30日～平成23年3月29日の任期に係る辞令書の交付が行われた。 <p>(2) 市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長から各委員に対してよろしくお願ひしたい旨のあいさつがあった。 <p>2 議 題</p> <p>(1) 会長及び会長代理の選出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長が定まっていないので、防災対策室長が仮に議長となり、会長の選出について意見を求めたところ、丸山委員よりこれまで木村委員を、という意見があり、木村委員が会長に選出された。 ・ 木村会長から会長就任のあいさつがあった。 <p>(2) 条例の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1「滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例概要」に基づき事務局から説明を行った。 <p><質問・意見等></p> <p>特になし。</p> <p>(3) 運用に向けてのスケジュールについて</p> <p>資料2「公正な職務の執行の確保に関する条例 運用スケジュール」に基づき事務局から説明を行った。</p> <p><質問・意見等></p> <p>委 員 公益目的通報のところ委員長はどこまでの範囲で否定をするのか、</p>

	<p>あるいはすべきでないのかが多分問題になるのではないかと思う。やってみないと何とも分からない。現実にスタートして、1年ぐらいやってみるとどんなものが上がってくるのか見てみるしかないかもしれない。</p> <p>事務局 大阪市の例を見ると隅から隅まで細かいものから相当な件数がある。</p> <p>委員 原則として実名ということなのだが、それでは匿名で来た時にはどういふふうに扱うのか。そのままにしておくこともできないだろうけども、匿名だから、ということで済むのかどうか、やってみないと分からないと思う。不当要求行為の方はある程度パターンが決まっているというか、組織として全体で受ける話だから、それぞれの組織部局があって、そこで受けて上に挙げていくという形があるけれども、内部通報は難しいものがある。</p> <p>事務局 混乱を少なくするためにも公益目的通報については書面で提出してもらうこととしている。</p> <p>市長 旭川市では匿名の通報を扱った事例はあるのか。</p> <p>事務局 調べてみます。</p> <p>事務局 その辺で事務局との連携は重要になってくると思う。</p> <p>委員 そうだと思う。委員だけで解決できないものがあると思う。条例は原則として実名でとれているから、我々が扱うのはそれだけですと、それ以外は別なルートでやってくださいというふうにすることも勿論出来るのだろうけれども、それだと審査委員は何のためにあるのかということもなってしまうし、その辺のところは重要だと思う。</p> <p>(4) その他 特になし</p> <p>3 その他 特になし</p> <p>4 閉 会</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1 会議次第</p> <p>資料2 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例概要</p> <p>資料3 公正な職務の執行の確保に関する条例 運用スケジュール</p> <p>資料4 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例</p> <p>資料5 滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則</p>